

令和4年度

学校いじめ防止 基本方針

川崎市立宿河原小学校

川崎市立宿河原小学校いじめ防止基本方針

1 令和4年度 学校経営計画

I. 教育理念・目標

(1) 教育理念

自立・協働～自分で考え、人との関わりで育つ子

子どもが授業をはじめ、教育活動の中で、自分の力で考えたり、決めたりする。また、友だちや先生に認められる中で自己実現をはかっていく。そうした自立を目指して教育活動を行う。

また、これからの時代を考えたとき、友だちとの学び合い、人との関わりの中で育っていくことは最重要になってくる。また、学校と保護者、地域が協働していくことで、子どもたちも豊かに育っていく。

同質性（みんないっしょ）より多様性（みんなちがってみんないい）を保証する、ひとりひとりが大切にされる学校にしていきたいと思う。そのために教育理念「自立協働～自分で考え、人との関わりで育つ子」を掲げて、教職員一同、協力しながら教育活動にあたる。

(2) 教育目標

<自学・自習>

○自ら学び続ける子

主体的・対話的に考えながら学習に取り組み、学びの楽しさを味わう子

<共生・協働>

○思いやりのある子

自分の良さを実感し、他者に優しく働きかける子

<自主・自立>

○心も体も強い子

人との関わりの中で体力を向上し、心も体も健康な子

教育基本法第1条の教育の目的は、「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない。」となっている。一言で言うと「人格の陶冶（とうや）、ひとりひとりの人間的な成長を促す」のが教育の目的である。これからの時代の学力を見据えると、子どもひとりひとりが主体的に学び、友だちや先生との関わりを通して成長していくことが望まれる。そのために授業改善を行い、子どもが豊かに成長できるようにしていきたい。

II. 学校経営方針

○これからの時代に必要な学力の定着と向上

指導要領では、「グローバル化や情報化など今後の社会の進展を踏まえ、これからの時代に必要な資質・能力を育成すること」を目指している。何を学ぶだけでなく、どのように学ぶか、何ができるようになるかなども意識しながら、日々の授業を充実させる。

○豊かな心と健やかな体の育成

○組織的な学校運営

○学校・家庭・地域の行動連携の活性化

(1) 今年度の重点目標

① これからの時代に必要な学力の定着と向上

・ 「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業づくり

これまでの「『課題を提示し、児童が活動し、習熟を図る』という知識中心の授業」から「教師や児童の課題（問い）から児童が課題との対話や自己内対話、友だちとの対話を重ねる。問いを楽しく解き明かす主体的で探究的な、将来につながる学力をつける授業」への改善を図る

- ・全員が参加できる授業づくり
つまずきのある児童がわかる楽しい授業は、クラス全員が参加できる授業となる。ねらいや活動をしぼったものであるか（焦点化）、視覚的にわかりやすいか（視覚化）、友だちと考え合い、話し合っているか（共有化）などの視点をもって授業に臨みたい。
- ・校内研究で、子どもが学びあえる授業について研鑽を深める
- ・(仮) 子ども自らが学び、子ども同士が学び合うアウトプット型の授業を目指したICT活用（GIGA端末推進校）

②豊かな心と健やかな体の育成

- ・人権をすべての教育活動の基盤にとらえ、人としての尊厳を大切にされた教育活動を行う。いじめや差別は許されるものではない。しかし、どのクラスにも起こり得る。教室に上下関係をつくらない指導を行う。またいじめ・差別を未然に防ぐ、温かく互いに対等で話しやすい授業づくり・児童指導を行っていく。
- ・支援教育コーディネーターを中心に児童理解体制を充実させる。
- ・友だちと関わりながら楽しく体力をつけていく。
- ・給食・食の指導の充実を図る。

③組織的な学校運営

- ・全教員で全児童を指導する意識をもって、組織的に動く。（協働）
学年の担任全員で、学年全員の児童を見ていく。
交換授業、専科的指導教材作成などを取り入れながら質の高い授業を提供する。

④学校・家庭・地域の行動連携の活性化

- ・学校関係者評価委員会の意見を聞き、改善を行う。
- ・地域環境や人材を生かした教育活動を行う。
- ・幼保小中連携を密にして、交流を図る。

(2) 目指す学校像

- 児童ひとりひとりが大切にされる学校
- これからの時代に必要な学力を身につけられる、授業が充実した学校
- 家庭・地域社会と協働し、家庭・地域の信託に応える開かれた学校
- 教職員が指導力を磨き、一致協力して組織的に教育活動を行う学校

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動の実践

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てる

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を

客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、次のような役割を担う。

- 校内のいじめに関する情報の集約と共有
- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめ防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや計画の見直し
- いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた全体計画の見直し
- いじめ防止等の取り組みについてPDCAサイクルでの検証
- 定期的な「学校基本方針」の見直し

教職員は、いじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人で抱え込むことがなく、管理職や学年職員に相談し、校内の関係する委員会や主任会等において状況を報告しそこで情報を共有する。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立する。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・児童支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた指導支援を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針、及び支援・指導体制等の見直しを行う。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを

考えさせます。

- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和4年度 いじめ防止対策組織・役割分担

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、児童生徒指導担当、支援教育コーディネーター
教育相談担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携
- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・家庭センター（児童相談所）との連携

7 令和4年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等について ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・教育相談日の設定および個人面談の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・家庭確認の実施 ・教育相談日の設定 ・学校生活・いじめアンケート集約について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→ こども相談 効果測定の実施)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活・いじめアンケートの実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定 ・個人面談の実施 ・夏休み期間中の対応確認 <p>校内研修：7月～8月、</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活・いじめアンケートの集約
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめ 後期の具体的な取組の確認 ・教育相談日の設定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定 ・いじめ防止標語の募集 ・学校生活・いじめアンケート・児童アンケートの実施 (学校評価とリンク)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活・いじめアンケートの集約・分析 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定 ・個人面談の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定 <p>【学校体制ふりかえり月間】の取組 ・今年度の反省→学校評価への反映</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・教育相談日の設定

8 本校のいじめ防止に向けた取組

本校においては、児童が自己有用感をもち、安心してすごせる学級風土や授業づくりと授業改善の取組として、次の(1)～(4)の4つの柱で取り組む。

- (1) 思考力・判断力・表現力を養うため、言語活動の充実を図る。「学びあいを通して、気づき 深める」学習を推進する。低学年・中学年・高学年と学年の実態に合わせて段階的に学んでいくことで、お互いを認め合う授業・学級づくりをしていく。
- (2) 学び合い、認め合う授業を行う。「まちがっても いいんだ」から「まちがうことが 大切だ」へ。また、一部交換授業、TT、専科教員による学年担任制を行い、一人の子を複数の目で観る学校・学年協力体制をとる。

◎教科・領域・総合的な学習における取組として

- ・共生教育、道徳の取組（予定）
- ・1年 幼保小交流（生活科「ようこそ 宿小へ」）・昔遊び集会（生活科 地域交流）
- ・2年 町探検（生活科 地域交流）・キラキラ☆ランド（生活科 異学年交流）
- ・3年 地域の名産（梨）（総合的な学習 地域交流）
- ・4年 CAP
- ・5年 自然教室
- ・6年 職業体験（総合的な学習 地域交流・修学旅行）

- (3) 「心を豊かに・読書は学力」読書活動を充実させる。（朝読書・読み聞かせ）

- (4) 児童が主体となった活動を行う。

◎児童の自主的な取組として（予定）

①児童の主体性をいかした企画・運営

○集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション

・各委員会による全校集会の実施

音楽委員会・・・宿小ミュージックタイム

集会委員会・・・ゲーム集会

福祉委員会・・・ありがとう集会 等

②交流活動の活性化

○縦割り活動

・フレンドリー交流会（1～6年縦割り班・ペア学年1・6年、2・4年、3・5年）

○幼保小中連携活動

・ふれあいフェスタ

・小中交流（授業参観）

・幼保小交流

○町内会・子ども会など地域行事での交流活動

・管楽器クラブによる演奏（さくら祭り等）

・地域教育会議

③啓発活動

○いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施

- ・いじめ防止標語コンクールへの応募に向け、全校児童が標語づくりの実施を通して、意識化を図る。
- ・いじめ防止に関心を持ち、いじめのない学校づくりにむけ学級会などで話し合いをする。

教職員の取組として・・・

職員は、次のことを実施し、いじめの防止に努める。

- ① 職員会議や放課後の打ち合わせ、児童支援部会（A部会）での情報交換の開催。
- ② 「ほう れん そう」（報告・連絡・相談）の徹底と学校全体での組織的対策を図る。
- ③ 教育ボランティア等をクラスに配置し、いつも大人の目が子どもたちを見守る体制づくり。
- ④ 教職員だけでなく、保護者並びに地域の方々にもいじめ防止の主旨や取組を周知し、理解を図る。

保護者の取組（PTA活動）

と

地域住民の取組

- ① CAPの取り組み
- ② 校外学習に安全指導を兼ねて参加し、子どもたちの様子を見守る。
- ③ 登下校の安全指導を兼ねた地域における子どもの見守り活動の実施。
- ④ ゲストティーチャーとして授業に参加するとともに、子どもたちの様子を見守る。